

資料 1

〔 令和 4 年 6 月 21 日
地 方 財 政 審 議 会 〕

地方税法第389条第1項第1号及び2号の償却資産を指定する件の一部改正について

資料 1-1

地方税法第389条第1項第1号及び2号の償却資産を指定する件の一部改正について（総括）

区 分		第1号資産		第1号該当資産の計	第2号該当資産	合計
		船舶	船舶以外			
知事配分	改正前	194	92	286	430	716
	改正後	195	92	287	430	717
	増減	1	-	1	-	1
大臣配分	改正前	1,519	701	2,220	144	2,364
	改正後	1,518	701	2,219	144	2,363
	増減	△1	-	△1	-	△1
計	改正前	1,713	793	2,506	574	3,080
	改正後	1,713	793	2,506	574	3,080
	増減	-	-	-	-	-

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数。

地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		令和4年 3月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計 (A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	船舶	194	2	1	1	195		新規指定2件（新造1件、大臣配分から移行1件） 指定取消1件（廃船）
	航空機	8			-	8		
	鉄軌道（車両）	81			-	81		
	索道（搬器）	3			-	3		
知事配分の計		286	2	1	1	287	-	
大臣配分	船舶	1,519	1	2	△1	1,518		新規指定1件（新造） 指定取消2件（売却1件、知事配分へ移行1件）
	航空機	642			-	642		
	鉄軌道（車両）	59			-	59		
大臣配分の計		2,220	1	2	△1	2,219	-	
合 計		2,506	3	3	-	2,506	-	

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		令和4年 3月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計 (A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	鉄軌道（車両を除く）	89			-	89		
	ガス	34			-	34		
	電気事業	110			-	110		
	道路	9			-	9		
	電気通信	41			-	41		
	天然ガス	19			-	19		
	水道・工業用水道	9			-	9		
	索道（搬器を除く）	3			-	3		
	送水管	4			-	4		
	原料運搬	2			-	2		
	その他	110			-	110		
知事配分 の計		430	-	-	-	430	-	
大臣配分	鉄軌道（車両を除く）	41			-	41		
	ガス	11			-	11		
	電気事業	32			-	32		
	道路	6			-	6		
	電気通信	19			-	19		
	天然ガス	5			-	5		
	水道・工業用水道	1			-	1		
	その他	29			-	29		
大臣配分 の計		144	-	-	-	144	-	
合 計		574	-	-	-	574	-	

※単位：所有者数